

令和 3 年 3 月

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

学校給食費の取り扱いについて

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。
令和 3 年度の学校給食費の取り扱いについて、下記のとおり予定しておりますので、お知らせいたします。

記

1 令和 3 年度の学校給食費について

コロナ禍における取組として、保護者等の経済的負担の軽減を図るため、令和 2 年度限りの措置としていた学校給食費の無償化について、令和 3 年度も継続いたします。

なお、食材費である学校給食費について、食材価格の高騰により、これまでの食材料の工夫による献立の作成が困難になってきていることから、給食献立の多様性や質の維持向上を図るため、改定いたします。

2 学校給食費の改定内容について

(1) 改定額

区分	1 食あたり単価/ (アップ額)
小学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童	2 4 7 円/ (2 0 円)
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	2 5 0 円/ (2 0 円)
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	2 5 3 円/ (2 0 円)
中学校の生徒	3 2 0 円/ (2 0 円)

※学校行事等により、学校ごとの給食実施日数及び月額・年額給食費は異なります。

※令和 3 年度の学校給食費は無償となります。

(2) 改定時期

令和 3 年 4 月分から

3 その他

この取扱いは、令和 3 年 3 月の市会の議決により正式に決定されることとなります。